

ライフパートナー介護職員初任者研修 公表情報

■法人情報

●法人格・法人名称

特定非営利活動法人ライフパートナー

●法人の所在地

名古屋市港区九番町5丁目3番地の1

●代表者名

理事 杉山 寛仁

●研修事業担当理事・取締役名

理事 杉山 寛仁

●事業概要

障害者支援事業

共同生活援助グループホームの運営

就労継続支援B型事業所の運営

宿泊型自立訓練・生活訓練施設の運営

相談支援事業所(特定・一般・障害児)の運営

教育研修事業

■研修機関情報

●事業所名称

ライフパートナー東海通研修センター

●所在地

名古屋市港区九番町5丁目3番地の1 ユナイテッド名古屋東海通ビル4F

●理念

より良い支援ができる介護従事者を育成する

●学則

別紙「ライフパートナー介護職員初任者研修課程 学則」参照

●研修施設(賃貸)

ユナイテッド名古屋東海通ビル4F 会議室

●研修設備

介護用ベッド 2台(実員が10名以下の場合は1台、以下同じ)

車いす 4台

スライディングボード 2台

体位変換クッション 2個

介護用寝間着 5セット

その他

ライフパートナー介護職員初任者研修 公表情報

■研修の概要

●対象

ハローワークで、公共職業訓練の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた者

●研修のスケジュール（期間、日程、時間数）

期間：令和6年11月1日～令和7年1月29日

時間数：合計148時間

●定員（集合研修、実習）

定員：20名

指導者数：12名

●研修受講までの流れ（募集、申し込み）

受講申込手続は以下のとおりとする。

- (1) 公共職業安定所で受講申し込み。
- (2) 公共職業安定所から受講指示、受講推薦または支援指示を受け、「入校願書」に必要な事項を記載の上、公共職業安定所経由で提出。
- (3) 当事業者で面接実施。
- (4) 当事業者の入校選考基準に則り合否判定。

●費用

受講料は0円、テキスト代として6,684円を徴収する。

●留意事項、特徴、受講者へのメッセージ等

「公共職業訓練 受講者心得」に従い受講のこと。

■課程編成責任者名

河村純

■研修カリキュラム

●科目別シラバス

別紙「介護職員初任者研修シラバス」参照

●科目別特徴

別紙「介護職員初任者研修シラバス」参照

●科目別担当教官名

別紙「研修日程表」参照

ライフパートナー介護職員初任者研修 公表情報

■修了評価

● 修了評価の方法、評価者、再履修等の基準

1. 研修の全日程及びその内容全てを履修した後、1時間程度の修了評価を受けて一定以上の評価を得た者を修了者と認める。
2. 修了評価は、筆記試験により行うこととし、合格点に達するまで課題に取り組むこととする。
3. 第1項の全てを履修とは、「こころとからだのしくみと生活支援技術」の項目において、介護技術の習得が講師により評価されることを含む。
4. 第1、3項の評価基準は次のとおり、理解度の高い順にA・B・C・Dの4区分とし、C以上で認定基準を満たしたものとする。
評価基準（100点正解を満点評価とする）
A=90点以上正解、B=80点～89点正解、C=70点～79点正解、D=70点未満正解。
5. 研修を欠席した受講生のうち、やむを得ない事情があると認められる者について補講を行うものとする。また、補講に係る料金は1時間3,000円とする。
6. 補講の方法としては、原則、同一内容の講義・演習を別の日に新たに設定し、個別の対応で行うこととするが、一部の科目についてはレポート課題を提出することで補講として扱う。なお補講の上限は総時間数の1割までとする。

■講師情報

● 講師情報

別紙「講師一覧」参照

■実績情報

● 過去の研修実施回数(年度ごと)

令和2年度 1回
令和3年度 2回
令和4年度 4回
令和5年度 5回
令和6年度 1回(令和6年6月現在)

● 過去の研修延べ参加人数(年度ごと)

令和2年度 8名
令和3年度 14名
令和4年度 56名
令和5年度 37名
令和6年度 7名(令和6年6月現在)

ライフパートナー介護職員初任者研修 公表情報

■連絡先等

● 申し込み・資料請求先

愛知県名古屋市港区九番町5丁目3番地の1 ユナイテッド名古屋東海通ビル4F

特定非営利活動法人ライフパートナー 教育研修部 福田 博美

電話番号 052-665-6770

● 法人の苦情対応者名・役職・連絡先

特定非営利活動法人ライフパートナー 理事 横井達也

電話番号 052-665-6770

● 事業所の苦情対応者名・役職・連絡先

特定非営利活動法人ライフパートナー 教育研修部 マネージャー 河村純

電話番号 052-665-6770